別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十二号の三十六を第十二号の三十七とし、第十二号の二十五から第十二号の三十五までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の二十四の次に次の一号を加える。

十二の二十五　(+)―(S)―二―エトキシ―四―[二―[三―メチル―一―(二―ピペリジノフェニル)ブチルアミノ]―二―オキソエチル]安息香酸(別名レパグリニド)及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十六号の二十三を削り、第二十六号の二十四から第二十六号の三十三までを一号ずつ繰り上げ、第五十五号の二十を第五十五号の二十一とし、第五十五号の三から第五十五号の十九までを一号ずつ繰り下げ、第五十五号の二の次に次の一号を加える。

五十五の三　三・五―ジメチルトリシクロ[三・三・一・一(三,七)]デカ―一―イルアミン(別名メマンチン)、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第八十一号の十二を第八十一号の十三とし、第八十一号の三から第八十一号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第八十一号の二の次に次の一号を加える。

八十一の三　(一R・二R・三R・五Z・七E)―二―(三―ヒドロキシプロピルオキシ)―九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―一・三・二五―トリオール(別名エルデカルシトール)の製剤であつて一個中(一R・二R・三R・五Z・七E)―二―(三―ヒドロキシプロピルオキシ)―九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―一・三・二五―トリオール〇・七五μg以下を含有するもの

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百四号の九を第百四号の十とし、第百四号の八の次に次の一号を加える。

百四の九　(四aS・六R・八aS)―四a・五・九・一〇・一二・一二―ヘキサヒドロ―三―メトキシ―一一―メチル―六H―ベンゾフロ[三a・三・二―ef][二]ベンゾピン―六―オール(別名ガランタミン)又はその塩類の製剤であつて一個中(四aS・六R・八aS)―四a・五・九・一〇・一一・一二―ヘキサヒドロ―三―メトキシ―一一―メチル―六H―ベンゾフロ[三a・三・二―ef][二]ベンゾピン―六―オール(別名ガランタミン)臭化水素酸塩一水和物一・〇五mg以下を含有するもの

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百五号の二十五を第百五号の二十六とし、第百五号の二十四の次に次の一号を加える。

百五の二十五　(一R・二R・三R・五Z・七E)―二―(三―ヒドロキシプロピルオキシ)―九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―一・三・二五―トリオール(別名エルデカルシトール)の製剤であつて一個中(一R・二R・三R・五Z・七E)―二―(三―ヒドロキシプロピルオキシ)―九・一〇―セココレスタ―五・七・一〇(一九)―トリエン―一・三・二五―トリオール〇・七五μg以下を含有する内用液剤

附　則

(施行期日)

1　この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この省令による改正前の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第二十六号の二十三に規定する外用剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

○厚生労働省令第八号

薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(623)を(626)とし、(622)を(624)とし、その次に次のように加える。

(625)　ロミプロスチム及びその製剤

別表第一の二第六号中(621)を(623)とし、(250)から(620)までを(252)から(622)までとし、(249)を(250)とし、その次に次のように加える。

(251)　二―[三―シアノ―四―(二―メチルプロポキシ)フエニル]―四―メチルチアゾール―五―カルボン酸(別名フエブキソスタット)及びその製剤

別表第一の二第六号中(248)を(249)とし、(56)から(247)までを(57)から(248)までとし、(55)の次に次のように加える。

(56)　三―(二―(四―(アミノ―[(ヘキソキシ)カルボニル]イミノ)メチル)フエニル]アミノ)メチル)―一―メチル―一H―ベンゾイミダゾール―五―イル]カルボニル)(ピリジン―二―イル)アミノ)プロパン酸エチルエステル(別名ダビガトランエテキシラート)、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十条第六項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

総務大臣　片山　善博

第八条第四項中「手話通訳士をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の場合において、都道府県知事の選挙については、候補者等から自らが選定した手話通訳士一人による手話通訳を付して政見を録画するよう申込みがあったときは、日本放送協会及び第二条第七項の規定により定められた一般放送事業者のうち、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める放送事業者は、当該手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画するものとする。

附　則

1　この規程は、平成二十三年三月十五日から施行する。

2　改正後の第八条の規定は、この規程の施行の日以後初めてその期日を告示される都道府県知事の選挙から適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県知事の選挙については、なお従前の例による。

○総務省告示第二十八号

平成二十二年十二月一日に東京都と神奈川県との境界に変更があったことから、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第七条の二の九第一号及び第二号並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則(平成二十年総務省令第八十六号)第二条の規定に基づき、総務大臣が定める人口及び従業者数を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十三年一月二十一日

総務大臣　片山　善博

一　地方税法施行規則第七条の二の九第一号の規定に基づき総務大臣が定める人口は、次のとおりとする。

1　東京都に編入された区域　二三人

2　神奈川県に編入された区域　〇人

二　地方税法施行規則第七条の二の九第二号の規定に基づき総務大臣が定める従業者数は、次のとおりとする。

1　東京都に編入された区域　二人

2　神奈川県に編入された区域　〇人

三　地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則第二条の規定に基づき総務大臣が定める従業者数は、次のとおりとする。

1　東京都　八、七〇四、八七二人

2　神奈川県　三、三三二、三五三人

○中央選挙管理会告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十一日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日時　平成二十三年一月二十一日　午前十一時